

ふるさと納税を活用した寄附のお願い

# ふるさと高梁 を応援ください

「ふるさと納税」制度が始まりました。  
ふるさと高梁の発展のため皆さんの  
お力をお貸しください。

※「ふるさと納税」は、平成20年度地方税制改正で創設されました。応援したい自治体へ寄附を行った場合の経済的な負担を軽くすることを目的としています。

市が目指すまちの将来像は、「交流・創造都市 たかはし」。豊かな自然に恵まれ、歴史的・文化的遺産が息づくまちを生かした、活力あるまちづくりを進めています。

こうした「高梁市」が持つ魅力、また取り組んでいる施策にご賛同いただける皆さんに「ふるさと納税」(寄附)という形での応援をお願いします。

皆さんからの寄附は、市の基本理念である「文化を育み健やかで活力あるまちづく

り」を推進するため、「高梁市ふるさと応援基金」を設置し運用するとともに、有効に活用させていただきます。

## 寄附の納付方法 について

寄附の申し込みは、電話・ファックス・電子メールのいずれかの方法でご連絡ください。納付は次の方法でお願いします。

①高梁市指定金融機関を利用  
納付書をお送りします。送

金手数料は不要です。

②市の銀行口座への振込み  
振込手数料はご本人負担となり

なります。

③現金書留にて郵送  
郵送料はご本人負担となり

ます。

④現金持参  
詳しくは、企画課へお問い合わせ

合わせください。

※ふるさと納税制度をかたる寄附の強要や詐欺には十分ご注意ください。

## 税制上の優遇措置 があります

高梁市(ふるさと)に寄附していたら、寄附金として支払った金額のうち5000円を超える部分に相当する金額からその金額の一部が、今お住まいの自治体の住民税などから控除されます。

## 税の控除 について の注意

①寄附された金額のうち5000円は控除の対象になりません。

②住民税から控除される金額

は、税額の一割程度が上限です。

③この控除制度を受けるためには、寄附金の領収書を添付し、最寄りの税務署に確定申告をする必要があります。

④所得税においても課税対象となる所得金額を軽減する制度が別途あります。

詳しくは、税務課へお問い合わせください。

## 市民の皆さんへ お願いします

高梁市を遠く離れて活躍されている人、また高梁市への思いを持つ人、ご親戚、友人、知人などへ、ふるさと納税制度のご紹介をお願いします。

### ■問い合わせ

<寄附金の受付窓口>

〒716-8501 高梁市松原通2043

高梁市役所企画課企画係

TEL(0866)21-0208

FAX(0866)23-1555

Eメール

kikaku@city.takahashi.okayama.jp

ホームページ

http://www.city.takahashi.okayama.jp/

<税に関する相談>

税務課市民税係TEL(0866)21-0214

統計調査に  
ご協力  
ください

10月1日、5年に一度の住宅・土地統計調査が行われます。

この調査は、住宅・土地に関する大規模かつ最も基本的なもので、全国で約350万世帯、高梁市では約3000世帯が対象となります。

調査の結果は、住生活基本計画やまちづくり施策などを立案するための基礎資料として幅広く利用されます。

調査をお願いする世帯には、9月下旬に調査員が伺います。

なお、調査の内容は統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

■問い合わせ 企画課  
係 TEL 210208

# 平成19年度まちづくり事業を審査

## ～まちづくり事業評価委員会～

高梁市地域振興基金を活用したまちづくり事業が、地域に貢献し、合理的かつ効果的であったかを審査する高梁市まちづくり事業評価委員会

(委員長・藤井昭平さん)から、平成19年度事業の評価結果に基づき意見書が、7月31日に市長へ提出されました。

各地域まちづくり協議会が実施した平成19年度事業は、「まちづくり事業は、それぞれの地域が持つ課題を克服しようとする重要な取り組みである」とした上で、「知恵と工夫により特色あるまちづくりを推進している」と評価されました。

今後についても、「地域資源等を再発見し、外部へ発信すること」や、「地域への効果や事業内容を慎重に検討すること」など、次の5点について提言がなされました。

(原文のとおり)

①まちづくり事業は、イベントに限らず、地域で必要なことを実施する事業である。その中で、本来のまちづく

り事業として行うべき事業と行政が取り組むべき事業を明確にしていくよう努められたい。

②事業実施については、効果的な宣伝方法を研究し、地域内への周知、地域外へのPRを十分行い、参加者が増加するよう工夫されたい。

③女性や若者の意見を取り入れることで女性や若者の参加やニーズを呼び起こすことができ、地域の活性化につながる。年齢層でものの考え方が変わることも考慮し、事業内容を工夫されたい。

④特別事業は交流の要素も高く、全市の一体感からも地域ごとに分散することなく、地域間で協力し実施できるよう工夫されたい。

⑤事業目的を達成し、よりよい効果を得るために、実施した事業の自己評価を踏まえ、その結果を次年度へ活かす工夫をされたい。

■問い合わせ 企画課定住促進係 (TEL) 0282

## 人権啓発講演会

入場無料

と き 11月22日(土)  
午後1時30分開演(午後1時開場)

と ころ 総合文化会館

演 題 私の取材ノートから  
～人権の尊さを考える～

講 師 ジャーナリスト

江川紹子さん

※託児所(乳児を除く)を開設します。託児を希望される人は11月14日(金)までにご連絡ください。

■問い合わせ・託児申込  
社会教育課生涯学習係 (TEL) 429086



### <プロフィール>

昭和33年東京生まれ。早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。神奈川新聞社入社、社会部記者として5年勤務し退社。以後フリーとなる。平成7年に一連のオウム真理教報道で菊池寛賞を受賞。現在は、多くのテレビ出演、新聞・雑誌の連載など、大変多忙な中にも講演活動等、全国的に活躍中。